

水戸市文化財保存活用地域計画  
(素案)

水 戸 市



# 目次

<b>序章 地域計画作成の目的と位置付け</b>		<b>1</b>
1	地域計画作成の背景と目的	2
2	地域計画の位置付け	4
	(1) 上位計画等の概要	(3) 主な関連個別計画等の概要
	(2) 文化財関連計画等の概要	(4) SDGs（持続可能な開発目標）との関係
3	計画期間	14
4	地域計画における文化財の定義	14
<b>第1章 水戸市の概要</b>		<b>17</b>
1	自然的・地理的環境	18
	(1) 位置	(3) 気候
	(2) 地形・地質	
2	社会的状況	22
	(1) 人口動態	(4) 産業
	(2) 土地利用	(5) 観光
	(3) 交通	(6) 博物館
3	歴史的背景	34
	(1) 原始（旧石器時代～古墳時代）	(4) 近世（江戸時代）
	(2) 古代（飛鳥時代～平安時代）	(5) 近・現代（明治時代～）
	(3) 中世（鎌倉時代～安土桃山時代）	
<b>第2章 水戸市の文化財の概要</b>		<b>53</b>
1	指定等文化財	54
	(1) 指定等文化財の概要	(4) 県指定文化財
	(2) 国指定文化財	(5) 市指定文化財
	(3) 国選択文化財（記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財）	(6) 国登録有形文化財
		(7) 埋蔵文化財
2	未指定文化財	62
	(1) 未指定文化財の概要	(2) 各類型の概要
3	関連する制度	68
	(1) 日本遺産	(6) プロジェクト未来遺産
	(2) 重要湿地（生物多様性の観点から重要度の高い湿地）	(7) 土木学会選奨土木遺産
	(3) 水戸市地域文化財	(8) 日本植物園協会ナショナルコレクション（植物遺産）
	(4) 風致地区	(9) 日本100名城・続日本100名城
	(5) 景観重要建造物	



<b>第3章 水戸市の歴史文化の特性</b>	<b>79</b>
1 本市の歴史文化の考え方	80
2 五つの歴史文化の特性	80
(1) 特性1 「水」ではじまる水戸の歴史	
(2) 特性2 繁栄の源は農業にあり	
(3) 特性3 茨城の真ん中で発展したまち	
(4) 特性4 水戸家は天下の副将軍	
(5) 特性5 願いよ届けー信仰と祈りの歴史文化ー	
<b>第4章 文化財に関する既往の把握調査</b>	<b>91</b>
1 文化財に関する調査の概要	92
2 文化財に関する調査の現状と課題	94
3 文化財に関する市民意識	95
(1) ーあなたと描く水戸の未来ー 市民1万人アンケート	
(2) 水戸の歴史を再発見する市民ワーク ショップ	
<b>第5章 文化財の保存・活用の将来像と基本方針</b>	<b>99</b>
1 将来像	100
2 基本方針	101
<b>第6章 文化財の保存・活用に関する現状・課題・基本施策</b>	<b>103</b>
1 文化財の保存・活用に関する現状と課題	104
(1) 基本方針1 「偕に知るー調査・研究・発信ー」に関する現状と課題	
(2) 基本方針2 「偕に守るー保存ー」に関する現状と課題	
(3) 基本方針3 「偕に生かすー活用ー」に関する現状と課題	
(4) 基本方針4 「偕に育てるー人づくりー」に関する現状と課題	
(5) 基本方針5 「偕に歩むー推進体制ー」に関する現状と課題	
2 文化財の保存・活用に関する基本施策	117
(1) 基本方針1 「偕に知るー調査・研究・発信ー」に関する基本施策	
(2) 基本方針2 「偕に守るー保存ー」に関する基本施策	
(3) 基本方針3 「偕に生かすー活用ー」に関する基本施策	
(4) 基本方針4 「偕に育てるー人づくりー」に関する基本施策	
(5) 基本方針5 「偕に歩むー推進体制ー」に関する基本施策	
3 施策の体系	120



**第7章 文化財の保存・活用に関する措置** 121

1 措置の考え方	122
2 措置	123
(1) 基本方針1「偕に知る－調査・研究・発信－」に関する措置	(4) 基本方針4「偕に育てる－人づくり－」に関する措置
(2) 基本方針2「偕に守る－保存－」に関する措置	(5) 基本方針5「偕に歩む－推進体制－」に関する措置
(3) 基本方針3「偕に生かす－活用－」に関する措置	

**第8章 関連文化財群** 143

1 関連文化財群設定の考え方	144
2 五つの関連文化財群	145
(1) 関連文化財群1	(4) 関連文化財群4
(2) 関連文化財群2	(5) 関連文化財群5
(3) 関連文化財群3	

**第9章 文化財の保存・活用の推進体制** 187

1 推進体制	188
(1) 推進体制の考え方	(2) 水戸市の推進体制
2 計画の進行管理	192

**付属資料** 193

付属資料1 計画作成の体制及び経緯	194
付属資料2 課題・基本施策(方針)・措置表	200

# 序章

## 地域計画作成の目的と位置付け

水戸城大手門（手前）・弘道館（奥）

本市が進める歴史まちづくりにより、歴史景観整備が進んでいます。



## 序章

# 地域計画作成の目的と位置付け

文化財保存活用地域計画はどうして必要なのでしょう。序章では、計画の目的や他の計画等との位置付け、計画期間、そして文化財の定義について説明します。

## 1 地域計画作成の背景と目的

先人が築き、<sup>のこ</sup>遺した貴重な財産である文化財は、市民の歴史や文化の理解のために欠くことのできない貴重な国民的財産であるとともに、将来の地域づくりの核となるものとして、確実に次世代に継承していくことが求められます。

特に本市には、<sup>おおくしかいづか</sup>大串貝塚をはじめとする数多くの縄文遺跡、<sup>あたごやまこふん</sup>愛宕山古墳・<sup>うしぶしこふんぐん</sup>牛伏古墳群・<sup>よしだこふん</sup>吉田古墳等の古墳、<sup>だいわたりにかんが</sup>台渡里官衙遺跡群・<sup>よしだじんじや</sup>吉田神社等の古代に<sup>さかのぼ</sup>遡る官衙<sup>かんが</sup><sup>1</sup>や寺社、<sup>かわわ</sup>河和田城・<sup>ろくじぞうじ</sup>六地藏寺・<sup>じやうかん</sup>八幡宮等の中世に遡る城館や寺社、<sup>こうどうかん</sup>水戸城・<sup>かいらくえん</sup>弘道館・<sup>みと</sup>偕楽園等の近世水戸藩に関わる施設、<sup>みと</sup>水戸市水道低区配水塔・<sup>しすいどうていくはいすいとう</sup>軍都水戸に関わる近現代の資料など、原始時代から近現代までの多様な文化財が存在しています。

これらの文化財は、市民の郷土愛を育む心の拠り所となるものです。また、歴史と伝統のまちとしての本市の特質を生かし、まちづくり、教育、観光、産業など、各方面の発展を目指す上で、文化財の果たすべき役割は増大しています。

一方、文化財の維持継承には多額の費用や人的負担が生じることから、「文化財をこれ以上維持しきれない」といった声が寄せられるなど、文化財の維持に課題が生じているところです。

本市の文化財の保存・活用については、2001（平成13）年度に「水戸市文化財保護計画」を策定するとともに、2018（平成30）年度に「水戸市文化財保護・保存・活用基本計画（第2次）」を策定し、文化財の保存・活用に係る施策の推進に努めてきました。

また、2009（平成21）年度に「水戸市<sup>れきしてきふうち</sup>歴史的風致<sup>2</sup>維持向上計画」を策定するとともに、2019（平成31）年度に「水戸市歴史的風致維持向上計画（第2期）」を策定し、<sup>すみやくら</sup>水戸城大手門・二の丸角櫓の復元整備をはじめとして、天下の魁・水戸にふさわしい風格ある歴史まちづくりを推進しているところです。

こうした中、国においても、文化財の果たすべき役割への増大や維持への課題といった状況を踏まえ、2017（平成29）年から文化財保護制度の見直しを進め、2019（平成31）年4月1日に改正文化財保護法が施行されました。同法では、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る内容が盛り込まれ、市区町村はそれぞれの実情にあわせた地域総がかりの文化財の保存・活用のマ

<sup>1</sup>官衙：古代の役所のこと。

<sup>2</sup>歴史的風致：歴史まちづくり法第1条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義しており、ハードとしての建造物とソフトとしての人々の活動をあわせた概念です。

<sup>3</sup>マスタープラン：全体的な方向づけをするための基本計画のこと。

<sup>4</sup>アクションプラン：目標を達成するための行動計画のこと。

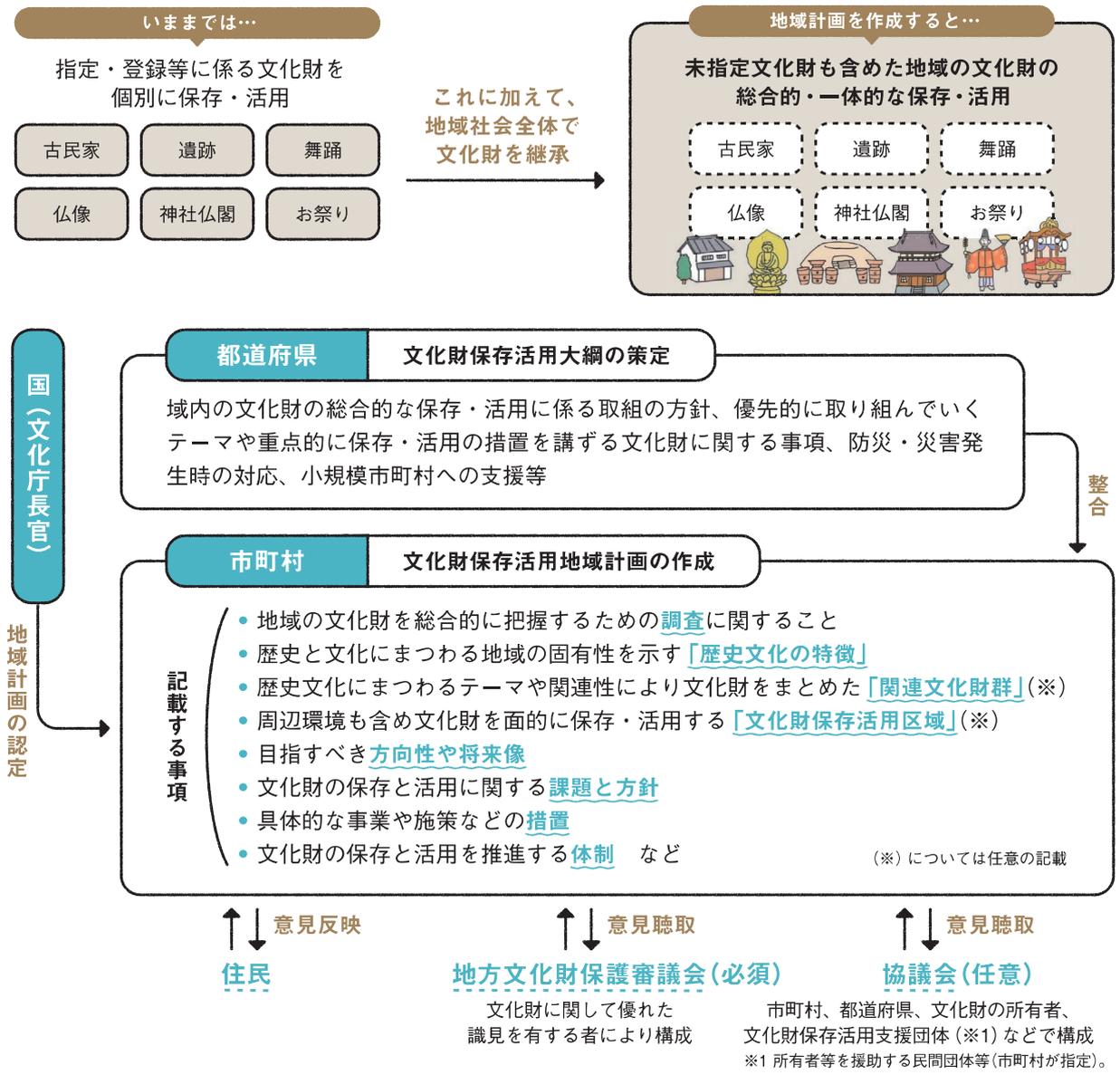


序章  
第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章  
第8章  
第9章  
資料

スタープラン<sup>3</sup>兼アクションプラン<sup>4</sup>である「文化財保存活用地域計画」を作成することができ、これを国が認定することが規定されました。現在、全国の市区町村において文化財保存活用地域計画の作成が急速に進んでおり、国、地方、地域が一体となって文化財の保存・活用を総合的に支援・促進する環境が整備されつつあります。

文化財保存活用地域計画は、市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画です。市町村の総合計画の下に体系づけられ、文化財保護行政の中・長期の方向性を示すマスタープランと短期に実施する具体的な事業を記載するアクションプラン、両方の役割を担います。地域の歴史や文化にまつわるコンテキストに沿って多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特徴をいかした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげることができます。

この計画を作成・実施することにより、住民・民間団体・文化財部局・庁内関係部局などが地域総がかりで文化財を守り、いかし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続につなげていくことが期待されています。



図序-1 文化財保存活用計画とは(出典:文化庁)



以上の状況を踏まえ、本市においても、地域総がかりによる文化財の保存・活用を推進するため、全国的な動向やSDGsの理念を踏まえるとともに、「水戸市第7次総合計画－みと魁・Nextプランナー」や関連個別計画等との整合を図りながら、「水戸市文化財保存活用地域計画」（以下「地域計画」という。）を作成します。

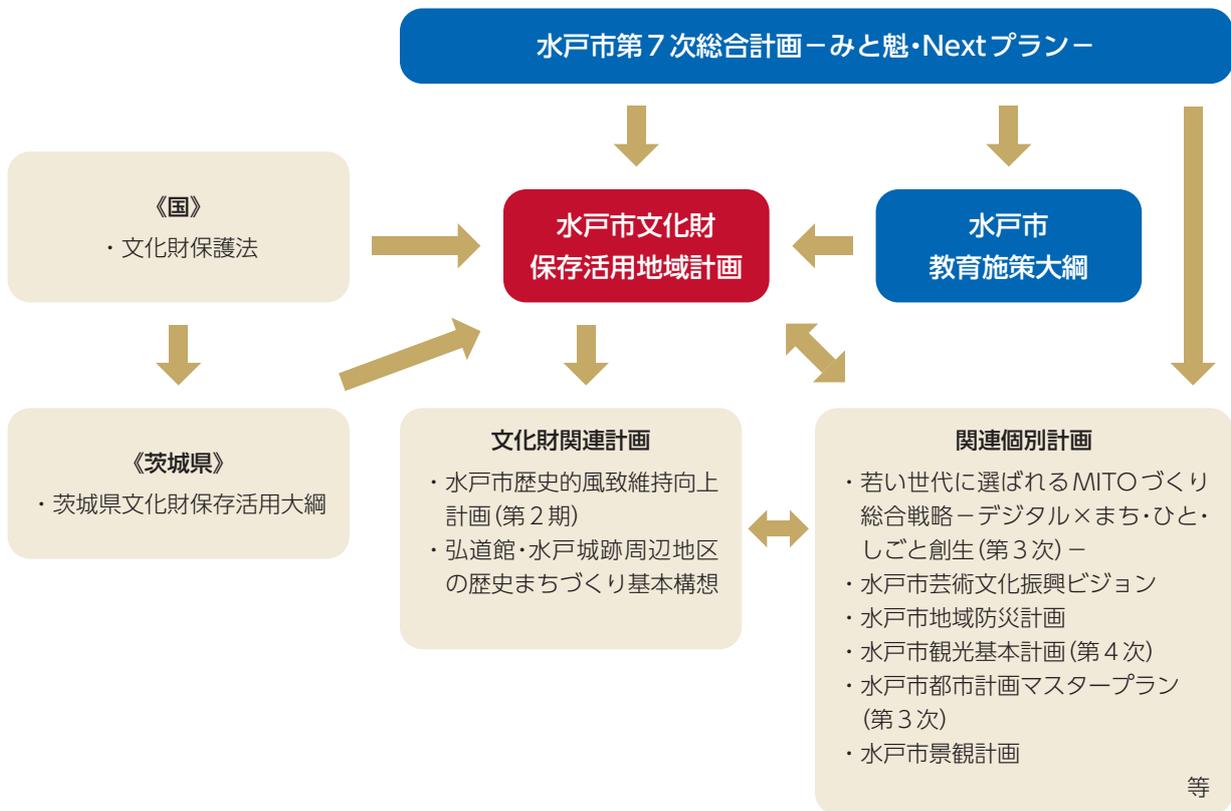
## 2 地域計画の位置付け

地域計画は、文化財保護法第183条の3に規定する法定計画です。

作成に当たっては、文化財保護法、市の上位計画である「水戸市第7次総合計画－みと魁・Nextプランナー」、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱である「水戸市教育施策大綱」の内容に基づくものとします。

また、県の計画である「茨城県文化財保存活用大綱」を勘案するとともに、「若い世代に選ばれるMITOづくり総合戦略」をはじめとする、関連個別計画との整合・連携を図ります。

さらには、「水戸市歴史的風致維持向上計画（第2期）」をはじめとする市の文化財関連計画の上位計画と位置付け、文化財の保存・活用に関する基本的な方針を示すマスタープランとして、かつ、具体的な措置を定めるアクションプランとして作成します。



図序-2 地域計画の位置付け



## (1) 上位計画等の概要

### ① 水戸市第7次総合計画ーみと魁・Nextプランー

本市の都市づくりの基本方針であり、最上位計画です。この計画は、本市の目指す将来都市像を

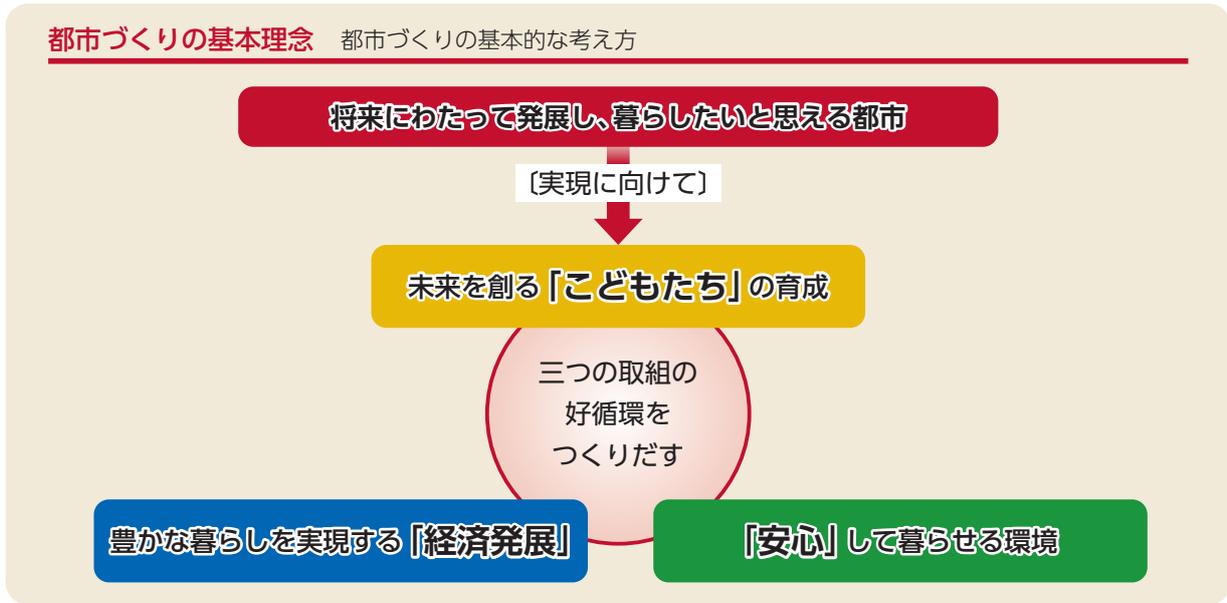
#### 「こども育む 暮らし楽しむ みらいに躍動する 魁のまち・水戸」

と定め、その実現に向け、市民と行政の協働のもと、計画的な行政運営を進め、将来にわたって発展し、暮らしたいと思える都市づくりの実現を目指します。

計画期間	[基本構想] 2024（令和6）年度～2033（令和15）年度 [前期基本計画] 2024（令和6）年度～2028（令和10）年度 [後期基本計画] 2029（令和11）年度～2033（令和15）年度
地域計画と関連する主な項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1-2-1 一人一人の個性を伸ばす教育の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・水戸スタイルの教育の推進（キャリアプラン）</li> </ul> </li> <li>○ 2-2-2 多くの人々が訪れたいまちづくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・偕楽園・千波湖周辺の更なる魅力づくり</li> <li>・天下の魁・水戸にふさわしい歴史まちづくり</li> <li>・弘道館・水戸城跡周辺の更なる魅力づくり</li> <li>・水戸ならではの資源を活用した戦略的観光PR</li> </ul> </li> <li>○ 2-2-3 水戸のまちを楽しめる交流拠点づくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・偕楽園・千波湖周辺の更なる魅力づくり（再掲）</li> <li>・偕楽園公園（千波湖等）の整備</li> <li>・ロマンチックゾーンの更なる魅力づくり</li> <li>・植物公園の更なる魅力づくり</li> <li>・天下の魁・水戸にふさわしい歴史まちづくり（再掲）</li> <li>・弘道館・水戸城跡周辺の更なる魅力づくり（再掲）</li> <li>・博物館等の魅力づくり</li> <li>・交流拠点の魅力発信</li> <li>・水戸の誇る食文化の発信</li> <li>・水戸の誇る伝統文化の発信</li> </ul> </li> <li>○ 3-4-4 憩いとゆとりのある魅力的な公園・緑地の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・偕楽園公園（千波湖等）の整備（再掲）</li> <li>・ロマンチックゾーンの更なる魅力づくり（再掲）</li> <li>・植物公園の更なる魅力づくり（再掲）</li> </ul> </li> <li>○ 3-4-5 快適に暮らせる住環境づくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な市街地景観の形成</li> </ul> </li> <li>○ 4-1-5 芸術文化の振興           <ul style="list-style-type: none"> <li>・水戸発祥のオセロの普及・啓発</li> </ul> </li> <li>○ 4-1-6 生涯学習・スポーツの推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・博物館等の魅力づくり（再掲）</li> </ul> </li> <li>○ 4-2-1 ゼロカーボン・エコシティの実現           <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の保全</li> </ul> </li> <li>○ 4-2-2 平和活動、国際交流・多文化共生の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・平和事業の推進</li> </ul> </li> </ul>



都市づくりの基本理念 都市づくりの基本的な考え方



将来都市像 水戸市の目指す将来の都市イメージ

こども育む 暮らし楽しむ

みらいに躍動する <sup>さきがけ</sup> 魁のまち・水戸

人口と経済の展望 将来都市像を実現することで達成を目指す指標

■将来人口

目標人口  
265,000人  
(2033(令和15)年度)

目標交流人口(2033(令和15)年度)  
・710万人(にぎわい交流人口)  
・170万人(まちなか交流人口)

■経済見通し

継続的な経済成長  
・対前年度成長率 2.5%  
(2033(令和15)年度)

都市空間整備構想 将来都市像の実現を都市空間の視点から示すもの

持続可能なまちを目指し、集積型の都市構造である

「水戸らしい地域拠点ネットワーク型コンパクトシティ」を構築する

施策の大綱 将来都市像を実現するための施策、事業

- 1 まち全体で「こどもたちを育むみと」
- 2 多くの人が集い、産業が集積する「活力あるみと」
- 3 命と健康、暮らしを守る「安全・安心なみと」
- 4 市民と行政で「共に創るみと」

図序-3 水戸市第7次総合計画-みと魁・Nextプラン-基本構想(出典:同総合計画)



## ② 水戸市教育施策大綱

総合教育会議における協議を経て市長が策定した、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱です。この大綱は、本市の教育の基本理念を

### 「水戸を愛し、世界で活躍できる人材の育成」

と定め、弘道館の魁の精神を受け継ぐ文教の府にふさわしい、水戸ならではの魅力ある教育を推進します。

策定期期	2015（平成27）年12月策定 2019（令和元）年8月改定
地域計画と関連する主な項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本目標6 郷土を愛し、豊かな感性を磨く教育</li> <li>○ 基本目標10 歴史を学び未来へ受け継ぐ人づくり</li> </ul>

## (2) 文化財関連計画等の概要

### ① 水戸市歴史的風致維持向上計画（第2期）

この計画は、本市における歴史的風致を維持し、更なる維持向上を図り、水戸ならではの歴史まちづくりを推進するための指針です。

計画期間	2019（平成31）年度～2028（令和10）年度
地域計画と関連する主な項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歴史的建造物等の整備、保存、活用に関する事業</li> <li>○ 歴史的建造物等を取り巻くまちなみの維持・向上に関する事業</li> <li>○ 民俗芸能や年中行事等の次世代への継承と活性化に関する事業</li> <li>○ 歴史的風致等についての情報発信と市民への普及啓発に関する事業</li> </ul>

### ② 弘道館・水戸城跡周辺地区の歴史まちづくり基本構想

この計画は、弘道館・水戸城跡周辺地区の歴史まちづくりの基本理念を

### 「水戸の顔にふさわしい 天下の魁の精神を受け継ぐ歴史・文化交流拠点の形成」

と定め、基本方針及び必要な施策を推進します。

策定期期	2014（平成26）年11月
地域計画と関連する主な項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 魅力ある歴史的建造物の復元整備</li> <li>○ 歴史の感じられる歩行者空間の形成</li> <li>○ 中心市街地のにぎわいと交流の創出</li> <li>○ 歴史的景観の保全と形成</li> </ul>



# 水戸市の維持向上すべき歴史的風致

計画期間  
2019(平成31)年度~2028(令和10)年度

水戸市は、古代から歴史と文化に育まれ、江戸時代には関東でも有数の規模の城下町として発展した。空襲等により多くの歴史的な建造物は失われたものの、弘道館や偕楽園、水戸城の土塁や堀、八幡宮をはじめとした歴史的資源が今も残っている。

本市の維持向上すべき歴史的風致は、梅まつりに代表される偕楽園や千波湖周辺、文武の伝統が息づく弘道館・水戸城跡周辺、郷土の祭礼にみる歴史的風致に整理することができる。

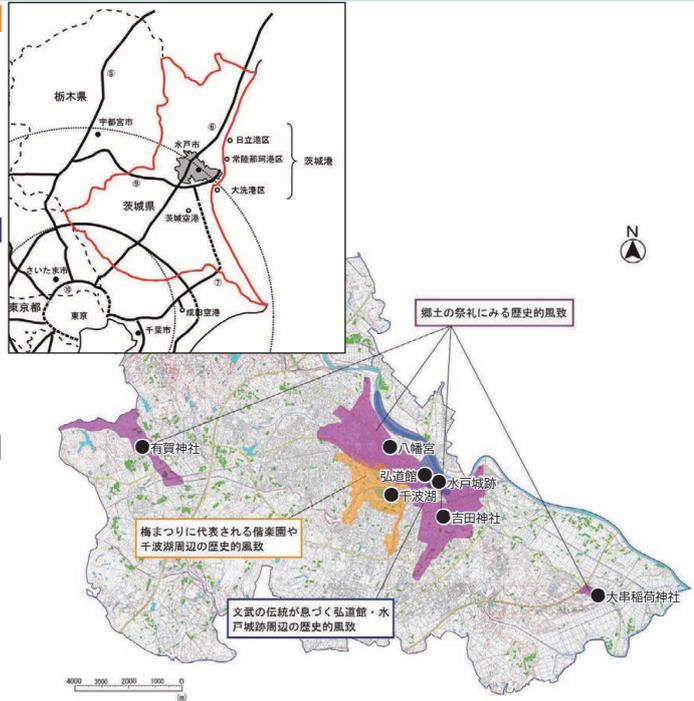
## 1. 梅まつりに代表される偕楽園や千波湖周辺の歴史的風致

偕楽園(国指定史跡・名勝)は水戸藩第9代藩主徳川斉昭により造園され、梅の名所として知られる。

明治以降に観梅の催しが始まり、梅まつりとして本市を代表する伝統行事となった。また、隣接する千波湖は偕楽園の借景となり、周辺の緑地とあわせて、今も人々に親しまれている。



現在の梅まつりの様子



## 2. 文武の伝統が息づく弘道館・水戸城跡周辺の歴史的風致

弘道館(正庁等が重要文化財)は、水戸藩の藩校で、徳川斉昭によって創設された。

明治以降、弘道館の正庁は長く学校の校舎として利用され、水戸城跡周辺を含め、文教地区となった。また、弘道館で指導された北辰一刀流剣術や水府流水術は、近傍の東武館や水府流水術協会に引き継がれている。



弘道館(正庁)

## 3. 郷土の祭礼にみる歴史的風致

旧城下町やその周辺では、水戸城や水戸藩ゆかりの祭りが今も残されている。また、郊外の伝統ある祭りも、水戸藩や旧城下町とゆかりのあるものが多い。これら祭りは、八幡宮や薬王院といった歴史的建造物とあわせて、本市の貴重な歴史的風致となっている。



吉田神社の祭礼の様子(船渡神事)

- ・下市に伝わる吉田神社の秋季祭礼
- ・古式ゆかしい八幡宮の祭礼
- ・武家のお祭り鹿島神社の祭礼
- ・東照宮祭礼と水戸黄門まつりからみる中心市街地の賑わい
- ・虫切りで知られる有賀神社のお蔵下り
- ・風土記の里に伝わる「ささらばやし」

# 水戸市の重点区域における施策・事業概要

重点区域の名称と面積  
名称: 水戸市歴史的風致保存・形成区域 面積: 約1,160ha

第1期計画に引き続き、水戸城跡及びその城下町を中心とし、千波湖ほか外縁部に位置する寺社仏閣等を含む範囲を重点区域に定めている。弘道館や偕楽園、水戸城大手門といった歴史的建造物の保存や整備を行うとともに、歴史的建造物の周辺環境の維持・形成を行う。また、歴史的風致と関わり深い民俗芸能の継承と保存に資する支援を行うことで、歴史的風致の向上と人々の歴史的風致への関心を高める。

## ①弘道館公園整備事業

保存活用計画に基づき、安政4(1857)年の本開館時の弘道館の姿を目標にして、展示改修や跡地整備、藩校時代の諸施設の再現の検討といった、段階的な整備を進める。



弘道館(至善堂)

## ②偕楽園公園整備事業

保存活用計画に基づき、好文亭といった歴史的建造物の整備や景観整備といった文化財の本質的価値の質の向上を図る。あわせて、分かりやすい解説板設置やトイレ整備など、利用者の満足度向上に資する取組を行う。



偕楽園の梅林

## ④水戸城大手門・二の丸角櫓復元整備事業

市民との協働により、水戸城大手門と二の丸角櫓といった歴史的建造物の復元・整備を行う。



水戸城大手門

## ⑩水戸市民俗芸能文化財等伝承事業補助金交付事業

無形の民俗文化財等の伝承保存及び後継者育成を図るため、活動団体に対して補助金を交付し、その活動を支援する。



大車のささらばやし



- 重点区域全域を対象とした事業
- ①弘道館公園整備事業
- ②偕楽園公園整備事業
- ③保和苑整備事業
- ④水戸城大手門・二の丸角櫓復元整備事業
- ⑤弘道館東側用地整備事業
- ⑥千波公園整備事業
- ⑦都市景観形成助成事業
- ⑧水戸駅前三の丸地区市街地再開発事業
- ⑨三の丸地区周辺景観整備事業

- 市全域を対象とした事業
- ⑩水戸市民俗芸能文化財等伝承事業補助金交付事業
- ①民俗芸能実演支援事業
- ②文化財・まちなみ巡り事業
- ③観光周遊バス運行事業
- ④歴史的風致に関連した祭り開催支援事業
- ⑤歴史的風致情報発信推進事業

図序-4 水戸市歴史的風致維持向上計画(第2期)の概要



### (3) 主な関連個別計画等の概要

#### ① 若い世代に選ばれるMITOづくり総合戦略

##### ーデジタル×まち・ひと・しごと創生（第3次）ー

この戦略は、目指す姿を

「一人一人が望むライフスタイルを叶えられる

若い世代が移住・定住したくなるMITOの実現」

と定め、若い世代の人口流入の促進及び人口流出の抑制を図ることで、バランスのとれた人口構造とし、将来にわたってまちの活力を高めていくための施策を推進します。

計画期間	2024（令和6）年度～2028（令和10）年度
地域計画と関連する主な項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ I-2 地域経済をけん引する各種産業の振興 <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光業の強化</li> </ul> </li> <li>○ I-4 誰もが訪れたい魅力ある交流拠点の形成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化資源を生かした交流拠点づくり</li> <li>・自然を生かした交流拠点づくり</li> </ul> </li> <li>○ II-2 未来を生きる力を育む魅力ある教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水戸スタイルの教育の推進</li> </ul> </li> <li>○ III-3 居心地がよく快適に暮らせる環境づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが理解しあい暮らしやすい環境づくり</li> <li>・水戸らしい居心地のよいまちづくり</li> </ul> </li> </ul>

#### ② 水戸市芸術文化振興ビジョン

このビジョンは、目指す姿として

「ひとが輝き、まちが輝く 芸術文化を創造するまち・水戸」

と定め、本市における芸術文化の更なる振興に向け、基本的な考え方、方向性、指針を示しています。

計画期間	2021（令和3）年度～2025（令和7）年度
地域計画と関連する主な項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本的方向1 芸術文化を育む、つなぐ <ul style="list-style-type: none"> <li>～誰もが芸術文化に親しむ～</li> <li>・歴史と地域に培われた伝統芸能や文化財の保存・継承</li> </ul> </li> <li>○ 基本的方向3 芸術文化を生かす、広げる <ul style="list-style-type: none"> <li>～多様な出会いから芸術文化をつむぐ～</li> <li>・地域資源への活用</li> </ul> </li> </ul>



### ③ 水戸市地域防災計画

この計画は、災害対策基本法に基づき、水戸市防災会議が作成した計画です。防災に関し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、市及び関係機関が処理すべき業務や施策等を定めており、「地震災害対策計画編」、「津波災害対策計画編」、「風水害対策計画編」、「原子力災害対策計画編」があります。

地域計画と関連する主な項目	<p>【地震災害対策計画編】2021（令和3）年8月改定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物の耐震化・不燃化の推進</li> <li>・ 文化財の管理保護</li> </ul> <p>【風水害対策計画編】2021（令和3）年8月改定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文化財の保護</li> </ul>
---------------	--

### ④ 水戸市観光基本計画（第4次）

この計画は、目指す姿として

**「水戸ならではの魅力を感じられ観光客に選ばれるまち」**

と定め、戦略的かつ計画的に観光振興に資する施策を推進します。

計画期間	2024（令和6）年度～2028（令和10）年度
地域計画と関連する主な項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本施策1 効果的な観光情報の発信             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水戸ならではの資源を活用した戦略的観光PR</li> </ul> </li> <li>○ 基本施策2 水戸ならではの観光資源の魅力向上             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 偕楽園・千波湖周辺の更なる魅力づくり</li> <li>・ 弘道館・水戸城跡周辺の更なる魅力づくり</li> <li>・ ロマンチックゾーンの更なる魅力づくり</li> </ul> </li> <li>○ 基本施策3 戦略的なイベント展開             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ターゲットを明確にした戦略的なイベント等の展開</li> </ul> </li> <li>○ 基本施策4 観光客受入体制の強化             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光客にやさしい受入体制の充実</li> </ul> </li> <li>○ 基本施策5 コンベンション等の誘致の強化             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンベンション等の誘致推進と開催支援</li> </ul> </li> <li>○ 基本施策6 インバウンド観光の推進             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外へ向けた戦略的プロモーション</li> <li>・ 外国人観光客の受入体制の充実</li> </ul> </li> <li>○ 基本施策7 観光客の滞在促進             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊型・滞在型観光の推進</li> <li>・ 体験・交流型観光の充実</li> </ul> </li> <li>○ 基本施策8 水戸ならではの観光特産品の魅力向上             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光特産品の魅力向上による観光消費の促進</li> </ul> </li> <li>○ 基本施策9 広域的な観光連携の推進             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域連携による魅力ある観光圏の形成</li> </ul> </li> </ul>



### ⑤ 水戸市都市計画マスタープラン（第3次）

この計画は、水戸市第7次総合計画ーみと魁・Nextプランーにおいて構築を目指す

#### 「水戸らしい地域拠点ネットワーク型コンパクトシティ」

を目指すべき将来像として位置付け、その実現を目指します。

計画期間	2024（令和6）年度～2033（令和15）年度
地域計画と関連する主な項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 視点2 自然環境の保全と共生           <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境と共生する都市空間の形成</li> <li>・緑地等の保全の推進</li> <li>・良好な水辺環境の保全と親水空間の整備</li> </ul> </li> <li>○ 視点4 都市の活力向上           <ul style="list-style-type: none"> <li>・水戸ならではの歴史を生かした拠点づくり</li> <li>・魅力ある景観の形成</li> <li>・魅力向上を図るための公園等の整備・充実</li> </ul> </li> </ul>

### ⑥ 水戸市景観計画

この計画は、快適に暮らせるまち、多くの人が訪れるまち、活力が感じられるまちにしていくための目指すべき姿を

#### 「笑顔で紹介できる みとの景観」

と定め、地域特性に応じた景観形成を進めます。

計画期間	2025（令和7）年度～2033（令和15）年度
地域計画と関連する主な項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 景観形成に対する意識醸成           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「景観ガイドライン」の作成・活用</li> </ul> </li> <li>○ 市民、事業者、市の協働による景観づくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市景観重点地区</li> <li>・景観協定</li> <li>・風致地区</li> <li>・地区計画</li> <li>・景観地区</li> <li>・リノベーションまちづくり</li> </ul> </li> <li>○ 規制・誘導による景観形成           <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等の行為の制限</li> <li>・屋外広告物景観の形成</li> <li>・景観重要建造物及び景観重要樹木の指定</li> </ul> </li> <li>○ 公共施設による景観形成</li> </ul>



#### (4) SDGs（持続可能な開発目標）との関係

---

SDGs（Sustainable Development Goals／持続可能な開発目標）とは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された国際目標です。2030（令和12）年を達成年限とする17のゴール・169のターゲットから構成され、社会、経済、環境に関する様々な課題を解決し、持続可能な社会の実現を目指しています。

SDGsでは地方公共団体も重要なステークホルダー（利害関係者）とされており、国が策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（2022（令和4）年12月外務省改定）では「国内において「誰一人取り残さない」社会を実現するためには、日本全国にSDGsを広く浸透させる必要があります。そのためには、地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組が不可欠」とされています。

SDGsの理念は、時代の課題に取り組みながら、将来にわたって発展し、暮らしたいと思える都市づくりを目指す本市にとっても重要なものです。そのため本市では、水戸市第7次総合計画－みと魁・Nextプラン－や関連個別計画において、関連するSDGsのゴールを示すことで、その達成を目指しています。

地域計画においても、文化財の保存・活用に係る様々な施策を実施していくことで、SDGsの目指す持続可能でより良い世界の構築に貢献していきます。

地域計画と関連の深いゴール及びターゲットは図序-5のとおりです。



SDGsのゴール及びターゲット		関連のある主な措置 (第7章)
<p><b>4</b> 質の高い教育をみんなに</p>	<p><b>ゴール4 質の高い教育をみんなに</b> すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p> <p><b>ターゲット4.7</b> 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p>	<p>基本施策1-1・2・3 基本施策2-3・4 基本施策3-5・6 基本施策4-1・2</p>
<p><b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p><b>ゴール6 安全な水とトイレを世界中に</b> すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する。</p> <p><b>ターゲット6.6</b> 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。</p>	<p>基本施策2-2</p>
<p><b>8</b> 働きがいも経済成長も</p>	<p><b>ゴール8 働きがいも経済成長も</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p> <p><b>ターゲット8.9</b> 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。</p>	<p>基本施策3-1・2・3・4・5</p>
<p><b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p><b>ゴール9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p> <p><b>ターゲット9.5</b> 2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。</p>	<p>基本施策2-4</p>
<p><b>11</b> 住み続けられるまちづくりを</p>	<p><b>ゴール11 住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p> <p><b>ターゲット11.4</b> 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。</p>	<p>基本施策1-1・2・3 基本施策2-1・2・3・4・5 基本施策3-1・2・3・4</p>
<p><b>12</b> つくる責任 つかう責任</p>	<p><b>ゴール12 つくる責任 つかう責任</b> 持続可能な消費生産形態を確保する。</p> <p><b>ターゲット12.b</b> 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。</p>	<p>基本施策3-1・2・3・4</p>
<p><b>15</b> 陸の豊かさも守ろう</p>	<p><b>ゴール15 陸の豊かさも守ろう</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p> <p><b>ターゲット15.5</b> 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。</p>	<p>基本施策1-1 基本施策2-2 基本施策3-1</p>
<p><b>16</b> 平和と公正をすべての人に</p>	<p><b>ゴール16 平和と公正をすべての人に</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p> <p><b>ターゲット16.1</b> あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。</p>	<p>基本施策3-6</p>

図序-5 地域計画と関連の深いSDGsのゴール及びターゲット



### 3 計画期間

地域計画の計画期間は、中長期的な方針とするとともに、上位計画である水戸市第7次総合計画－みと魁・Nextプラン－との整合を図り、

- ◎ 計画期間 2026（令和8）年度から2033（令和15）年度までの8年間
  - ・前期計画期間：2026（令和8）年度から2028（令和10）年度までの3年間
  - ・後期計画期間：2029（令和11）年度から2033（令和15）年度までの5年間

とします。

計画期間中は、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に対応し、必要に応じて見直しを行います。

また、「計画期間の変更」、「市の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」、「地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」に該当する場合には文化庁長官の変更の認定を受けます。

なお、上記に該当しない軽微な変更を行った場合には、当該変更の内容について文化庁及び茨城県教育委員会へ報告を行います。

### 4 地域計画における文化財の定義

文化財保護法第2条第1項では、文化財の定義として①有形文化財、②無形文化財、③民俗文化財、④記念物、⑤文化的景観及び⑥伝統的建造物群の6類型が掲げられています。

また同法では、これら6類型に加え、⑦埋蔵文化財及び⑧文化財の保存技術の2類型についても保存・活用の対象として規定しています。

国は、このうち我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの等について、指定、登録、選択、選定等の制度を設けて保存・活用を図っています。

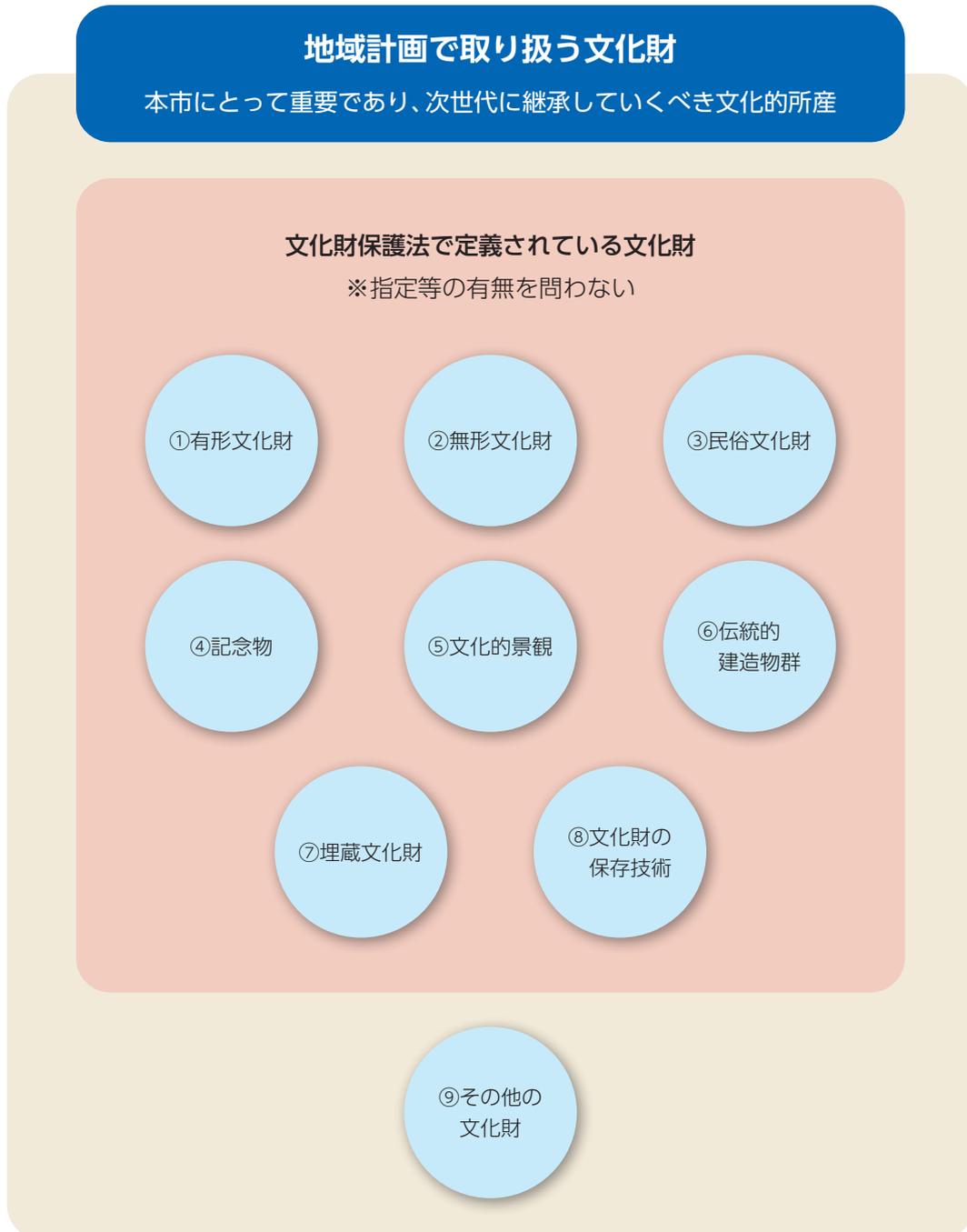
さらに、茨城県文化財保護条例に基づく指定、水戸市文化財保護条例に基づく指定、水戸市地域文化財認定活用事業実施要項に基づく認定（→71ページ）の制度も設けられ、価値が高いものや地域を知る上で大切なものを指定又は認定し、保存・活用を図っています。

一方、こうした国・県・市の指定、選定、登録、選択、認定等（以下「指定等」という。）の有無にかかわらず、また、上記8類型の文化財に該当するかどうかにかかわらず、本市には、石造物、行事・イベント、特産品、戦争の記憶、民話・伝説、遊び、水戸の景観など、歴史や風土を物語る有形・無形の文化的所産が多数存在しており、これら⑨その他の文化財についても、保存・活用の措置を図っていく必要があります。

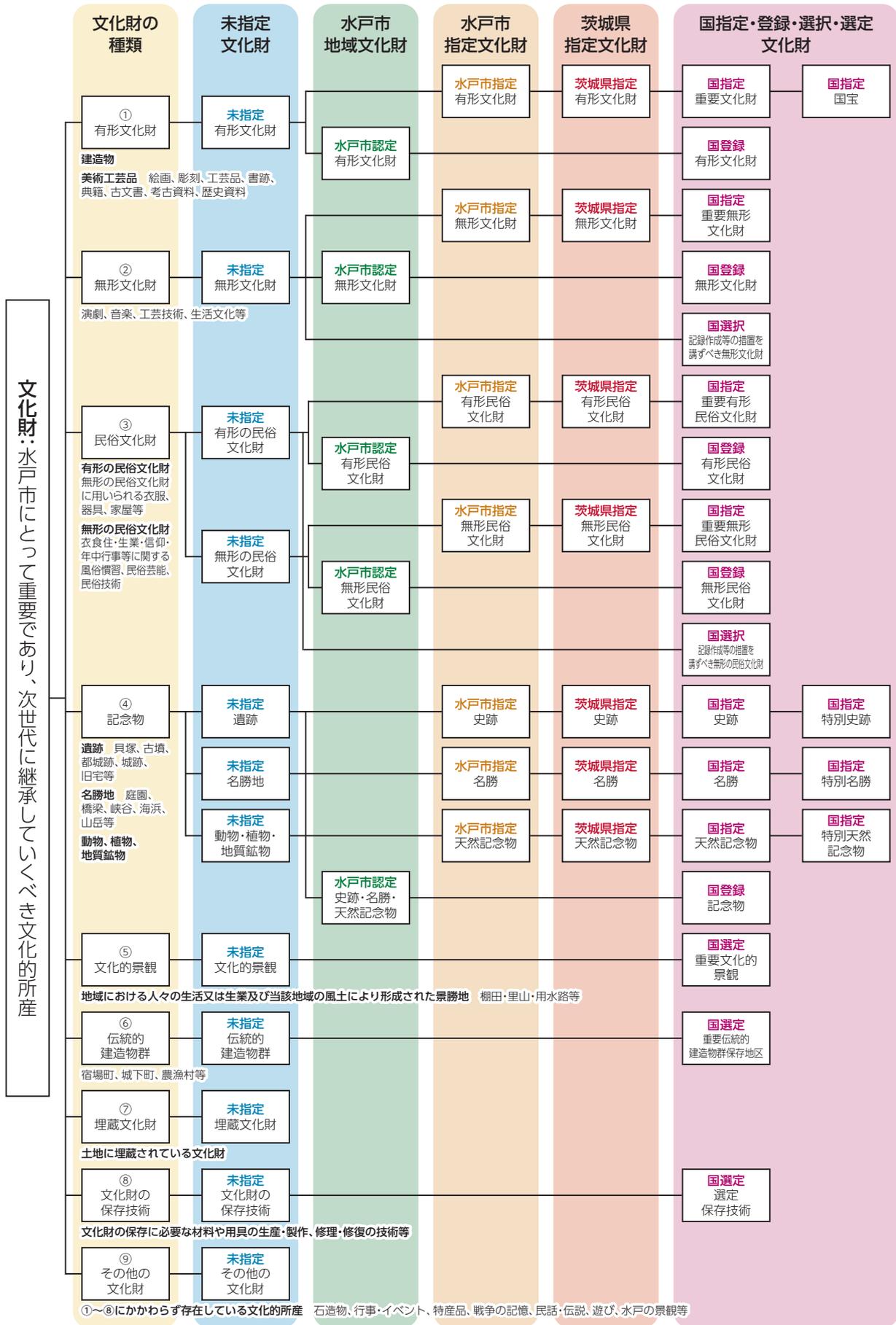
そのため、地域計画では、

**本市にとって重要であり、次世代に継承していくべき文化的所産**

を「文化財」と定義し、地域計画で取り扱う文化財の対象とします。



図序-6 地域計画における文化財の定義



図序-7 文化財の種類